

令和6年1月26日

ダイオキシン類対策特別措置法に係る行政処分について

1 概要

三次振興企業株式会社の廃棄物焼却炉について、広島県が排ガス中のダイオキシン類濃度の※行政検査を行った結果、1月25日に排出基準を超過したことが判明したため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、当該施設の使用停止及び改善を命じた。

※ 広島県が県内の焼却炉のうち、毎年、数施設を抽出し行政検査が実施されているもの。

2 検査結果等

事業者名 三次振興企業株式会社 代表取締役 堂北悠太

所 在 三次市甲奴町太郎丸279番地6

設置場所 同上

施設の種類 廃棄物焼却炉

処理能力 8t/日

ダイオキシン類濃度の検査結果

11ng-TEQ/m³N(検体採取年月日:令和5年12月22日)

ダイオキシン類濃度の排出基準

10ng-TEQ/m³N

※ng-TEQ:1 ng(ナノグラム)は10億分の1グラム

TEQ(毒性等量)はダイオキシン類の毒性を最も毒性の高い
2,3,7,8-TCDD 換算した値。

3 行政処分の内容等

(1) 処分内容 施設の使用停止命令及び改善命令

(停止の期間は施設の改善が確認されるまでの間)

(2) 処分年月日 令和6年1月26日

(3) 処分機関 三次市(市民部環境政策課)

(4) 根拠規定 ダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項

4 今後の対応

事業者に対し、原因の究明及び施設の改善を指導する。



広島県三次市

市民部 環境政策課 環境政策係 (担当:坂井)

TEL:0824-62-6136 FAX:0824-62-6397